

様式第九号（第十一条関係）

|                                     |                                                                              |              |     |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|
| ※※<br>第 号                           |                                                                              |              |     |
| ※ 経 由                               | ※ 町                                                                          | 令和 年 月 日     |     |
| ※ 町 名                               | 受付年月日                                                                        |              |     |
| 町 令和 年 月 日                          | ※ 町 令和 年 月 日                                                                 |              |     |
| 提 出 第 号                             | 再 提 出 第 号                                                                    |              |     |
| 児童扶養手当資格喪失届                         |                                                                              |              |     |
| (ふりがな)                              |                                                                              | 証 書<br>記号・番号 | 第 号 |
| 氏 名                                 |                                                                              |              |     |
| 住 所                                 |                                                                              |              |     |
| 受給資格がなくなった理由（裏面をご覧ください）             | 01, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11<br>15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23 |              |     |
| 理 由 が 発 生 し た 日                     | 令和 年 月 日                                                                     |              |     |
| 上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 |                                                                              |              |     |
| 令和 年 月 日                            |                                                                              |              |     |
| 氏 名 ⑩                               |                                                                              |              |     |
| 滋賀県知事 様                             |                                                                              |              |     |

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は市町・県記入欄なので記入する必要がありません。  
◎字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

|                   |  |         |  |
|-------------------|--|---------|--|
| ※町<br>確<br>認<br>欄 |  | 関係公簿確認欄 |  |
|                   |  | ( ) . . |  |
|                   |  | ( ) . . |  |
|                   |  | 町担当 ⑩   |  |

◎確認の方法、内容については詳しく記入のこと。

◎関係公簿の確認結果は全て記入のこと。

|             |                               |                        |                         |
|-------------|-------------------------------|------------------------|-------------------------|
| ※※<br>手当証書  | 返還済・全部停止のためなし<br>未返還（亡失届 有・無） | ※※<br>要 支 払 ・<br>返 還 額 | 円<br>( 円× 月 )           |
| ※※<br>既支払状況 | 年 月分まで<br>全額停止のためなし           |                        | 全部停止のためなし<br>支払・返納・支払調整 |

1 児童扶養手当の非該当事由は次の中よりあてはまるものを選んでください。

| 番号  | 非該当事由                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0 1 | 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。                                                                                         |
| 0 3 | 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。（児童及び社会福祉施設入所を含む。）                                                                          |
| 0 3 | 児童が手当を受けている父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、またはこれと生計を同じくしなくなった。                 |
| 0 4 | 児童が手当を受けている母または父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。                                                                        |
| 0 5 | 児童が死亡した。                                                                                                           |
| 0 6 | 児童が日本国内に住所を有しなくなった。                                                                                                |
| 0 7 | 対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。                                                                                          |
| 0 8 | 対象児童が20歳に達したため。                                                                                                    |
| 0 9 | 対象児童が障害の状態に該当しなくなったため。                                                                                             |
| 1 0 | 母の監護を受けている場合または養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになった。                                                             |
| 1 0 | 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになった。                                                                |
| 1 1 | 母の婚姻（婚姻の届出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになった。 |
| 1 5 | 父母が婚姻を解消した児童                                                                                                       |
| 1 6 | 父又は母が死亡した児童                                                                                                        |
| 1 7 | 父又は母が法に定める程度の障害の状態にある児童                                                                                            |
| 1 8 | 父又は母の生死が明らかでない児童                                                                                                   |
| 1 9 | 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童                                                                                              |
| 2 0 | 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童                                                                                        |
| 2 1 | 母が婚姻によらないで懐胎した児童                                                                                                   |
| 2 2 | 母が婚姻によって懐胎したかどうか明らかでない児童                                                                                           |
| 2 3 | その他支給要件に該当しなくなったため。                                                                                                |

2 証書を必ず添付してください。

3 手当を受けている人が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人に受給者の死亡の届を出してもらうことになります。